

福津市中小企業振興条例（案）

令和 年 月 日

福津市は、白砂青松の海岸や希少生物が生息する干潟、河川などの自然環境に恵まれた地域であり、ユネスコの世界文化遺産に登録された新原・奴山古墳群など歴史や文化を感じることができるまちとして、また、多様な価値観や立場を互いに認め合い、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らし続けることができ、時代の変化を乗り越えられる持続可能なまちづくりを行なながら発展してきました。

近年では、地域資源を活かした新たな事業活動が活発で、地元の農水産物を使った商品開発などが進んでいます。

地域経済の担い手である市内事業所の多くは、中小企業が占めており、雇用の創出や事業活動などを通じたまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

しかしながら、事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増し、労働力人口の減少などの社会構造の変化だけでなく、労働条件の変化や世界的な感染症の流行などの社会情勢に対応するための変化も求められています。

このような中、中小企業の多様で活力ある成長発展を図っていくためには、中小企業者の自主的な取組を基本としつつ、中小企業に関する全ての者が連携、協力し、社会全体で支援していくことが必要です。

ここに、中小企業の振興を本市の重要な課題として位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務、中小企業者や中小企業支援団体の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって市内に事務所等を有するもの及び福岡県信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に所在するものをいう。

(6) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならぬ。

(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
(2) 国、県、市、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関等、大企業者その他の関係機関及び市民が相互に連携し、協力することにより推進されること。

(3) 様々な産業の集積、多様な人材、豊富な農水産物その他の本市の有する特性が活かされること。

(4) 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の最適化を図るとともに、実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関等、大企業者その他の関係機関と連携して取り組むものとする。
- 4 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、まちづくりに資するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の加入を促進し、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の現状把握に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に配慮するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、市内での消費行動等を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 創業の促進を図るための施策
- (2) 安定した経営を行うために経営基盤強化の促進を図るための施策
- (3) 新たな事業展開の促進を図るための施策
- (4) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策
- (5) 多様な人材の確保を図るための施策

(審議会の設置)

第12条 この条例の適正な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、福津市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(基本計画の策定)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。